

平成27年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	婦人保護事業費負担金			担当部局庁	雇用均等・児童家庭局			作成責任者
事業開始年度	昭和31年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	家庭福祉課			大隈 俊弥
会計区分	一般会計			政策・施策名	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	売春防止法第40条第1項 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第28条第1項			関係する計画、通知等	・人身取引対策行動計画2009 (犯罪対策閣僚会議(平成21年12月22日)決定) ・配偶者からの暴力及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (平成20年1月11日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)			
主要政策・施策	少子化社会対策、男女共同参画			主要経費	社会保障			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	「売春防止法」(昭和31年法律第118号)に基づく、売春の未然防止と要保護女子等の更生保護を図ること、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。)に基づき、配偶者等からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が行う婦人相談所による一時保護(一時保護委託を含む。)に要する経費の負担を行う。 ・実施主体 : 都道府県、婦人相談所を設置する指定都市 ・補助率 : 5/10							
実施方法	負担							
予算額・執行額 (単位:百万円)			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
	予算の状況	当初予算	886	880	915	934		
		補正予算	-	-	4	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計		886	880	919	934	0	
	執行額		845	869	896			
執行率(%)		95%	99%	97%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績			
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	当該経費は負担金であり、保護の対象者がいれば必ず負担しなければならない経費であるため、目標値の設定にはなじまない。			DV被害者など、要保護女子の一時保護の推進を図る。 平成24~26年度において、「売春防止法」に基づく、要保護女子等の更生保護及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく、配偶者からの暴力被害者等の一時保護に寄与している。			
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	代替目標	代替指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27 年度
	DV被害者など、要保護女子等の一時保護を実施するために、適切に予算を執行すること。	執行率(執行額/予算額)	実績	百万円	845	869	896	
			目標値	百万円	886	880	919	934
			達成度	%	95.4%	98.8%	97.5%	
活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
一時保護延人員	活動実績	人	168,523	170,216	171,896			
	当初見込み	人	167,170	167,170	167,170	167,170		

単位当たり コスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	X/Y		単位当たり コスト	円	5,015	5,108	5,212	5,587
	X:「当該年度執行額(円)」 Y:「当該年度一時保護人員(人)」		計算式	X/Y	845,181,382 /168,523	869,464,281 /170,216	895,881,159 /171,896	934,026,000 /167,170
平成 27・28 年度 予算 内訳 (単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	人件費	226						
	管理費	553						
	事業費	155						
計	934	0						

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明				
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	本事業の目的は、売春防止法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV法)に基づく、DV被害者等の一時保護に必要な経費を負担するものであり、DV被害者等の身体・生命に関わる重要な施策であることから、国で負担する必要がある。				
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を負担すると規定されており、また、DV被害者等の一時保護に必要な費用であり、DV被害者等の身体・生命に関わる施策であることから、重要性が高く、国が実施すべき事業である。				
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	売春防止法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV法)に基づき、DV被害者等の保護に必要な費用であり、DV被害者等の身体・生命に関わる施策であることから、優先度が高い事業である。				
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-				
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を負担すると規定されており、国が実施すべき事業である。				
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	一時保護に要する必要な経費を負担するものであり、国として妥当な水準を設定している。				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	交付要綱において、都道府県が行う婦人相談所の一時保護に要する経費を限定している。				
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-				
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	-	-				
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	○	平成26年度において、予算額919百万円に対して、執行額が896百万円であり、執行率が約97%であることから、ほぼ見込みどおりとなっている。				
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	平成26年度において、当初見込み167,170人に対して、一時保護延人員が171,896人であり、ほぼ見込みどおりとなっている。				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-				
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	婦人保護事業費負担金は、売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が行う婦人相談所による一時保護(一時保護委託を含む。)に要する経費の負担を行うものである。婦人保護事業費補助金や婦人相談所運営費負担金とは事業内容、費目、使途が異なっており、適切な役割分担がなされている。				
	所管府省・部局名	事業番号		事業名			
	雇用均等・児童家庭局	679		婦人保護事業費補助金			
雇用均等・児童家庭局	680	婦人相談所運営費負担金					
点検・改善結果	点検結果	本事業は、売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、人身取引対策行動計画に基づき、都道府県が、要保護女子等を婦人相談所の一時保護所に一時保護した場合の保護に要する費用を負担するものであり、DV被害女子等の身体・生命に関わる重要な事業である。 予算の執行率は平成24年度95.4%、平成25年度98.8%、平成26年度97.5%と高い割合で推移しており、また一時保護延人員も平成24年度168,523人、平成25年度170,216人、平成26年度171,896人という実績があり、DV被害者等の女性の保護を引き続き行うためにも、平成28年度以降も本事業を実施していく必要がある。					
	改善の方向性	今後においても、当初見込みと活動実績に乖離がでないよう留意し、継続して事業を実施していく。					
外部有識者の所見							
行政事業レビュー推進チームの所見							
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
備考							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度	398	平成23年度	357	平成24年度	305		
平成25年度	666	平成26年度	670				

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
896百万円

〔 交付申請書の内容審査、交付決定、負担金の確定等 〕



【負担】

A. 都道府県(47か所)
婦人相談所を設置する指定都市
896百万円

〔 婦人相談所による一時保護の実施に係る事業の実施 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・用途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と用途 の双方で実情が 分かるように記 載)	A.東京都			E.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	事務費	婦人相談所一時保護所職員の人件費及び 管理費	28			
	一時保護委託 費	配偶者からの暴力を受けた者の一時保護 委託費	27			
	事業費	食料費、光熱水費、消耗品費等	11			
	要保護女子の 一時保護委託 費	要保護女子の一時保護委託費	5			
	同伴児童対応 指導員雇上加 算	暴力被害者に同伴する児童に対して指導を 行う職員の費用	2			
	夜間警備体制 強化加算	夜間警備体制強化のための警備員の費用	2			
	心理療法担当 職員加算	心理療法担当職員の費用	1			
	計		76	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	婦人相談所による要保護女子の一時保護	76	-	-
2	大阪府	〃	66	-	-
3	北海道	〃	42	-	-
4	神奈川県	〃	40	-	-
5	兵庫県	〃	35	-	-
6	千葉県	〃	30	-	-
7	埼玉県	〃	30	-	-
8	福岡県	〃	27	-	-
9	愛知県	〃	26	-	-
10	沖縄県	〃	25	-	-